



⇒ 22

森脇飛騨覚書・桂炭円覚書・長屋太郎左衛門覚書・老翁物語・深瀬次郎兵衛覚書（毛利家文庫）

記録・記憶 ⑦

戦の記憶を集める

～萩藩前期の戦国軍記編さん～（3）

《共通点と相違点》

表装が統一されている5点の「戦国軍記」。これらは、あるいは御宝蔵に納められていたとも考えられるものです。それらの共通点と相違点、作成された時代背景などについて考えてみます。

①作成時期：

5点は、萩藩初代藩主秀就の時代に作成されたもの、藩政前期の早い時点での作という点で共通します。

ただし、A「森脇飛騨覚書」、B「桂炭円覚書」、C「長屋太郎左衛門覚書」、D「老翁物語」の4点は元和～寛永前期頃、父輝元（宗瑞）の存命期（輝元は寛永2年死去）あるいはそれに近い時期の作であるのに対し、E「深瀬次郎兵衛覚書」はそれより20年以上遅い、秀就の晩年期（慶安4年〈1651〉秀就死去）の作という違いがあります。秀就時代、「戦国軍記」の作成時期には2つの画期があるようです。

②作者：

作者は、B「桂炭円覚書」、C「長屋太郎左衛門覚書」、D「老翁物語」が萩藩士、A・Eが吉川家、宍戸家家臣（萩藩からみて陪臣）という違いがあります。A・Eは、それぞれの主家とその家臣の動向が詳しい点が特徴です。

③特徴：

A「森脇飛騨覚書」とB「桂炭円覚書」は、一老臣（藩政期以前の戦場経験者）が、過去を振り返り記したものの、回顧録としての性格があります。両人とも、「すでに年を取り、覚え違いや間違いもあるだろう」という意味のことを述べています。C「長屋太郎左衛門覚書」の場合、元就・輝元近習も務めた家臣が、「軍談之書」の作成を命じられたものである点が特徴です。D「老翁物語」は、輝元の意向を受けて作成されたもの、A・Bを元にした二次創作物、教訓書としての性格をもつといった特徴があります。E「深瀬次郎兵衛覚書」



大内殿滅亡之次第
（言延覚書）
多賀社文庫152・153

本書は、慶長20年（元和元年・1615）、山口の多賀社大宮司高橋言延（ことぶ）が輝元の命を受け、大内氏の滅亡にいたる歴史を書き記し提出したものです。言延は75才、「覚之分如此候」とあり、過去の歴史をよく知る古老の覚書という性格のものです。このころの輝元が、過去の歴史を知る記録を求めていた一例を示すものでもあります。『山口県史 史料編』中世1収録。

は、宍戸家中心の記述であり、深瀬自身が奥書で述べているように、宍戸家、宍戸家家中のために作成されたものでした。

《輝元晩年期に作成された「戦国軍記」》

秀就時代、特に父輝元がまだ存命であった元和～寛永前期（輝元晩年）に多くの「戦国軍記」が作成された背景を推測してみましょう。

秀就は輝元43才の時に生まれた待望の長男でした。関ヶ原敗戦後の慶長5年(1600)12月、輝元は剃髪し、6才の秀就が家督を相続、翌6年から秀就は江戸住まいを命じられ、以後同16年(1611) 17才で初入国が許可されるまで親元を離れ江戸で暮らしました。よく知られていますが、このころの秀就は生活態度が悪く（大酒、夜更し）、他人の意見を聞かない、家臣にことさら大柄な態度をとる、厳しすぎるなど「行規（行儀）」の悪さが目立ちました。

慶長18年12月、輝元は江戸にいる毛利秀元や福原広俊に書状を送り、秀就の「行規」を正すよう依頼しています（毛利家文書1157）。その中で輝元は、自分は13才の時から祖父元就の下できびしく躰けられたこと、秀就には先祖以来の毛利家の風習（「先祖以来分国之

ならい」）、元就様がかつて戒められたこと（「日頼様御いましめ」）を大切にしてほしいと述べています。輝元は、江戸暮らしの長い秀就が、江戸で見聞きする考え方に染まっていくことに不安を感じていたと考えられます。

元和元年(1615)大坂の陣が終わり、徳川の世が固まると、60代の輝元は、20代の秀就にこれまできちんと伝えることができなかつた元就と毛利家の歩み、元就・毛利家が何を大切に考え、家臣たちとどのような関係を作り上げてきたのか、その歴史を知り、それを踏まえて毛利家当主としてふるまってほしいという思いを強くしたと考えられます。

輝元晩年、元和～寛永前期に多くの「戦国軍記」が作成され、また輝元自身がそれを求めたのは、ひとつには、そうした輝元の思いを前提とすると理解しやすいと思われます。

輝元は寛永2年(1625)73才で逝去します。秀就31才。秀就は、曾祖父元就にまつわるエピソード、父が歩んだ毛利家の歴史を、直接父から聞く機会を永遠に失いました。Eを除く4点の「戦国軍記」は、その価値を高めることになったのではないのでしょうか。

○「老翁物語」上 第52条「聖賢の御代之事」

一 聖賢の御代にも右之分に御一族・家老衆懇切の者共の子孫、又自他国之者氏系図にもよらず、太守御賢察を以被成御見立被召出、肝要之御用に立させられ候事古今不可勝計候・元就公御覧し
被立候御手子衆にも、あたおろそかなるハ無御座候、其故御家をも広大に被召立、御国も能治り申候、近代にも輝元公御慈悲深長に賞罰正敷被仰付、被懸御目たる衆歴々に候、其内佐世宗孚などハ他国衆に候へ共、御賢慮を以久敷御用段被仰付、高麗陣之御留守居被仰付無異儀被遂其節に付て、秀吉公も日本諸大名之内に臣下三人の名誉之内と被成御褒美たる由候（下略）

○これは「森脇飛騨寛書」「桂炭円覚書」にはない、「老翁物語」で新たに加えられた条文です。中国古代の例も引用しつつ、家臣登用の重要性を語る内容です。

○毛利家の場合、元就が身分の低い手子衆までおろそかにせず人材登用を図り、それにより領国を拡大でき、国をよく治めることができたこと、輝元も賞罰を正しく行い、人材を登用し、中でも他国者にもかからわず佐世元嘉を登用し（佐世家は元尼子家臣）、のち朝鮮出兵時には彼に広島城の留守を任せ、秀吉も全国の三臣下のひとりとして絶賛したことを紹介しています。